

定時株主総会規則
PT BANK JTRUST INDONESIA Tbk
(以下「当社」という)
2026年6月30日、ジャカルタ

I. 会場利用について

1. 当社は、会議室の収容人数に応じて、先着順の方式をとらせていただきます。
2. 会議室が定員に達した場合、ご入場いただけない株主様は、受付デスクに待機している株式管理代行機関（BAE）に対し、総会への出席、議決権行使書（投票用紙）、および質問票を委任してご提出いただくことができます。
3. 総会に直接ご出席される株主様またはその代理人様は、総会開始の30分前までに会場にご到着いただきますようお願い申し上げます。

II. 一般指針

1. 本総会はインドネシア語で進行されます。
2. 本総会は、コミサリス役員会（監査役会）により指名されたコミサリス（監査役）1名が議長を務めます。
3. 株主の権利および総会への出席について
 - a. 本総会に出席する権利を有する株主は、2026年6月5日（金曜日）16:00（西部インドネシア時間）時点で当社の株主名簿に記載されている株主様となります。または、eASY. KSEIを通じた電子委任状（e-Proxy）、あるいは当社ウェブサイトからダウンロード可能な委任状フォーマットを用いた有効な委任状によって証明された、その代理人様となります。
 - b. 委任者（株主様ご本人）が直接総会に出席された場合、受任者（代理人様）が委任者に代わって議決権を行使する権限は無効となります。
 - c. 公証人により発表された総会の出席者名簿に登録されている、株主様または有効な委任状により証明された代理人様は、本総会において質問の提起および／または意見の表明、ならびに議決権を行使する権利を有します。
4. 招待客とは、取締役会の招待により出席する当社の株主ではない来場者であり、本総会において質問の提起および／または意見の表明、ならびに議決権を行使する権利を有しません。

III. 株主総会の定足数

1. 公証人は、総会の開会前に株主の出席数を発表いたします。この出席数は、総会が閉会するまで固定されます。したがって、総会が開会された後に会場に入室した株主様またはその代理人様は、定足数を決定するための株式数に算入されず、総会での議決権を行使する権利を有しません。
2. 株主総会は、議決権を有する全株式数の過半数が出席または代理する株主様にご出席の場合に成立します。

IV. 議題の審議

1. 株主総会はインドネシア語で行われますが、出席者の皆様は英語で質問を提起することも可能です。その場合、すべての出席者の皆様のためにインドネシア語へと翻訳されます。
2. 議長は、総会の開会、進行、および閉会を行うとともに、事前に定められていない、または本運営規則に十分に明記されていない総会の手続きを決定します。
3. 議長は、必要に応じて議題の説明を行うため、他のコミサリス（監査役）および／または当社の取締役に対し発言を求めることができます。

V. 質疑応答の手順

1. 各議題の審議中、議長は、採決へ移行する前に、株主様またはその代理人様に質問および／または意見を述べる機会を提供いたします。
2. 総会に出席している適法な株主様ご本人、または正当な代理人様のみが、審議中の議題に関する質問および／または意見を述べる権利を有します。
3. 質問・意見を希望される方は、挙手の上、氏名・所有/代理株式数・質問内容を記入した質問票を総会係員へご提出ください。
4. 公平性確保のため、各株主様または代理人様は議題ごとに1~2つの質問・意見に限らせていただきます。
5. すべての質問には順にお答えいたします。必要に応じて、議長は、提起された質問に関する詳細な説明を行うよう、他のコミサリス（監査役）、取締役、および／または議長が指名したその他の関係者に要請します。
6. 議長は、議題と無関係な質問や重複質問への回答を拒否する権利を有します。
7. 全ての質問・意見への回答後、議長は総会の決定に進みます。

VI. 議決方法

1. 総会の決定は、原則として合意による審議を経て行われます。
2. 合意に至らない場合は投票により決定します。
3. 第1号議案から第5号議案までの決定は、出席株主の議決権過半数による承認を要します。

4. 投票ルール

1株につき1つの議決権が与えられます。株主様が複数の株式を保有している場合、議決権の行使は1回のみとされ、その1回の行使が保有するすべての株式数を代表するものとみなされます。

5. 総会開始後の委任状内容変更は不可です。
6. 投票は記入済み投票用紙の提出により行われ、以下の規定が適用されます。
 - a. 反対または棄権/白票の場合は、挙手の上で投票用紙を係員へ提出してください（公証人が集計）。
 - b. 棄権/白票は多数意見と同じ票とみなします。
 - c. 破損等で公証人が検出不能な票は無効となります。
 - d. 投票用紙未提出の参加者は賛成とみなします。

- e. 投票中に退席された参加者は賛成とみなします。
- 7. 公証人は、各議題の採決が完了した後、その集計結果を発表いたします。
- 8. 無効票は存在しないものとみなされ、総会で行使された議決権の総数には算入されません。

VII. その他

- 1. 出席者の皆様には、総会が閉会するまで秩序を保って総会の進行にご参加いただきますようお願いいたします。
- 2. 総会中は携帯電話をマナーモードに設定し進行を妨げないようにご協力をお願い致します
- 3. 議長または指名された関係者は、秩序維持のため必要な措置を講じる権利を有します。

これらは、PT Bank JTrust Indonesia Tbkの年次株主総会の進行規則です。

2026年6月30日、ジャカルタ
PT Bank JTrust Indonesia Tbk